

令和2年9月26日

後期生の保護者の皆様へ

愛媛県立今治東中等教育学校長 佐々木 恵次

自然災害時等における対応規程の改定について（御連絡）

秋晴の候、皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、今治市内の各県立高校との調整、県内他地域の改定状況の調査等を踏まえ、10月1日付けで、標記の規程を別紙のとおり改定することとしましたのでお知らせいたします。

今回の改定は、昨年、内閣府が『避難勧告等に関するガイドライン』を改定し、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動・安全確保行動をとることの重要性を強く示したこと、また、市町村が発する避難情報と国や都道府県が発する防災気象情報を、5段階の「警戒レベル」として整理したことを受けてのものです。

改定に当たっては、「警戒レベル4」相当を自宅待機の判断基準としていますが、レベル3以下であっても、居住地の状況や気象情報等に鑑み、生徒や保護者の皆様が各自で登校の可否について判断していただき、避難行動・安全確保行動に努めていただくことが重要です。基準が複線化したようで、分かりにくい部分があるかとは存じますが、規程熟読の上、その趣旨を御理解いただき、防災意識の更なる向上、そして何より生徒の生命と安全の確保を図るべく、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

なお、御不明の点や疑問点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

- ※ 裏面に参考資料を掲載しています。（内閣府及び気象庁ホームページより転載）
- ※ 前期課程については、生徒の心身の発達段階や判断力、市町立中学校の状況等を踏まえ、従来どおりの規程としています。

問合せ先

愛媛県立今治東中等教育学校

(0898) 47-3630

【担当】 教頭 大塚 久司

教頭 灘野 達人